平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)	(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)
	第6条 [略]	第6条 [略]
		2 広域振興局以外の出先機関のうち政策地域部に属する出先機関の長に委任する事項は、
		別表第11に掲げるとおりとする。
	2 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長に委任する事項は、	3 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長に委任する事項は、

- <u>別表第11</u>に掲げるとおりとする。
- <u>3</u> 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>4</u> 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長に委任する事項は、 別表第12に掲げるとおりとする。
- <u>4</u> 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長に委任する事項 <u>5</u> 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長に委任する事 は、<u>別表第13</u>に掲げるとおりとする。
- <u>5</u> 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長に委任する事項は、 別表第14に掲げるとおりとする。
- 別表第15に掲げるとおりとする。

(その他の機関の長等委任事項)

- 第7条 その他の機関の長等に委任する事項は、別表第16に掲げるとおりとする。 (代決)
- 第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者 が代決する。

(1) 本庁における代決

代決権者					
決裁権者	第1順位者	第2順位者			
[略]					
部長	副部長又は当該事務を担当	企画室長、総務室長、総合防			
	する担当技監	災室長、廃棄物特別対策室長			
		、医療政策室長、雇用対策・			
		労働室長若しくは競馬改革推			
		進室長又は主管の総括課長			
	[略]				
[略]					
企画室長、総務室長	[略]				
、政策推進室長、地					
域振興室長、廃棄物					
特別対策室長、医療					
政策室長、雇用対策					
・労働室長又は競馬					
改革推進室長					
[略]	<u> </u>				
首席調査監	[略]				
首席 I L C推進監	I L C推進監				
総括課長	[略]				
[略]					
政策監	[略]				
I L C推進監	当該事務を担当する特命課長				
調整監	[略]				
[略]					
2) 出先機関における	5代決				

代決権者

- 別表第12に掲げるとおりとする。
- 別表第13に掲げるとおりとする。
- 項は、<u>別表第14</u>に掲げるとおりとする。 6 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長に委任する事項は、
- <u>別表第15</u>に掲げるとおりとする。 <u>6</u> 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>7</u> 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長に委任する事項は、

別表第16に掲げるとおりとする。 (その他の機関の長等委任事項)

- 第7条 その他の機関の長等に委任する事項は、別表第17に掲げるとおりとする。 (代決)
- 1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者 が代決する。

(1) 本庁における代決

〉九.井.+左→ ∠	代決権者					
決裁権者	第1順位者	第2順位者				
[略]						
部長	副部長又は当該事務を担当	企画室長、総務室長、総合隊				
	する担当技監	災室長、廃棄物特別対策室長				
		、若者女性協働推進室長、因				
		療政策室長、雇用対策・労働				
		室長若しくは競馬改革推進雪				
		長又は主管の総括課長				
	[略]					
[略]						
企画室長、総務室長	[略]					
、政策推進室長、地						
域振興室長 <u>、科学 I</u>						
L C 推進室長、廃棄						
物特別対策室長 <u>、若</u>						
者女性協働推進室長						
、医療政策室長、雇						
用対策・労働室長又						
は競馬改革推進室長						
[略]						
首席調査監	[略]					
総括課長	[略]					
[略]						
政策監	[略]					
調整監	[略]					

(2	, ,	エリレ(成)	対における下込	
	機	関	決裁権者	代決権者

		第1順位者	第2順位者
広域振興局	[略]		
	沿岸広域振興局長	局長があらかじめ指定	<u>他の</u> 副局長 <u>(第29条</u> 第
		<u>する</u> 副局長 <u>(第29条第</u>	1項各号及び第3項第
		1 項各号及び第3項第	1 号から第5号までん
		1号から第5号までに	
		掲げる事項並びに別表	
		第1の20の項に掲げる	
		事項に係るものに限る	<u>。)</u>
		<u>。)</u>	
		主管の部長	主管の室長又は管理
			幹(行政センターに置
			かれる者を除く。)
			主管の課長又は特命記
			長(室長及び管理主草
			を置かない課に限り、
			行政センターに置かれ
			<u>る者を除く。)</u>
	県北広域振興局長	副局長(第29条第1項	
		各号及び第3項第1号	
		<u>から第5号まで</u> に掲げ	
		る事項並びに別表第1	
		の20の項に掲げる事務	
		に係るものに限る。)	
		[略]	
	盛岡広域振興局副局	[略]	
	長		
	[略]		
	沿岸広域振興局副局	[略]	
	長及び県北広域振興		
	局副局長		
	[略]		
[略]			
消防学校	[略]		
何奶子 仪	「単合」		
食肉衛生検	[略]		
査所			
прим	Γm/z ¬		
県民生活セ	[略]		
ンター			
[略]			
児童相談所	[略]		
環境保健研	所長	当該事務を担当する副	主管の部長
究センター		所長	
<u>, + / </u>	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指揮
	I HULLIZ	<u> 工目 </u>	<u>/川女州めり州しめ指方</u>
	<u> </u>		上 7 時 日
			する職員
看護師養成	[略]		する職員

. I. I. N. I. A. Charles	5-6-3	第1順位者	第2順位者
広域振興局	[略]		
	沿岸広域振興局長	副局長 (宮古市及び大	宮古市又は大船渡市に
		船渡市に駐在する者を	<u>駐在する</u> 副局長 <u>であっ</u>
		除く。)	て局長があらかじめ指
			定する者
		副局長(第29条第1項	
	水仙서學1派哭同艾		
		各号及び第4項第1号	
		から第5号までに掲げ	
		る事項並びに別表第1	
		の20の項に掲げる事務	
		に係るものに限る。)	
		[略]	
	盛岡広域振興局副局	[略]	
	長及び沿岸広域振興		
	局副局長(宮古市及		
	び大船渡市に駐在す		
	<u>る者を除く。)</u>		
	[略]		
	沿岸広域振興局副局	[略]	
	長 <u>(宮古市又は大船</u>		
	渡市に駐在する者に		
	限る。) 及び県北広		
	域振興局副局長		
	[略]		
Γm⁄z ¬	L H 다 그		
[略]	Гти		
消防学校	[略]	T	Г
先端科学技	<u>所長</u>	副所長	所長があらかじめ指定
術研究セン			する職員
ター	副所長	<u>所長があらかじめ指定</u>	
		<u>する職員</u>	
食肉衛生検	[略]	l	
査所			
環境保健研	所長	当該事務を担当する副	主管の部長
究センター	<u>/// K</u>		工具の開展
先センター		<u>所長</u>	
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定
			する職員
県民生活セ	[略]		
ンター			
[略]	-		
児童相談所	[略]		
	- · -		
看護師養成	[略]		

[略]			
大阪事務所	[略]		
、名古屋事			
務所及び福			
岡事務所			
先端科学技	<u>所長</u>	当該事務を担当する副	主管の部長
術研究セン		<u>所長</u>	
<u>ター</u>	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定
			する職員
	<u>部長</u>	所長があらかじめ指定	
		する職員	
産業技術短	[略]		_
期大学校			
[略]			

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

- (3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席 I L C 推進監、出納 指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令 に関すること。
- (4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席 I L C 推進監、出納 指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席 I L C推進監、出納 指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の 服務に関すること。

(6)~(12) [略]

2·3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2 [略]

- 3 本庁の首席ILC推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) ILC推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関 すること。
- (2) ILC推進監の休暇その他の服務及び職員の服務に関すること。
- (3) ILC推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

おりとする。

(1)~(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は 、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方 メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること(管財課、総合防災室、観光課、 農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。第8号及び第10号において同じ。)

<u>(7)</u> [略]

(8) [略]

<u>(9)</u> [略]

(10) [略]

<u>(11)</u> [略]

(12) [略]

<u>(13)</u> [略]

<u>(14)</u> [略]

[略]	
大阪事務所	[略]
、名古屋事	
務所及び福	
岡事務所	
産業技術短	[略]
期大学校	
[略]	

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) • (2) [略]

- (3) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局 付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局 付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局 付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関すること。

(6)~(12) [略]

2 · 3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のと | 第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のと おりとする。

 $(1)\sim(5)$ [略]

- (6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は 、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方 メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること(管財課、総合防災室、観光課、 農村建設課及び出納局の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号及び第13号に おいて同じ。)。
- (7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、2 万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。

<u>(8)</u> [略]

(9) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上 の土地開発基金に係る土地の取得の予定価格の作成に関すること。

<u>(10)</u> [略]

<u>(11)</u> [略]

(12) [略]

(13) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上の もの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。

<u>(14)</u> [略]

<u>(15)</u> [略]

<u>(16)</u> [略]

<u>(17)</u> [略]

(18) 1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の物品の購入に係る予定価格の作成に 関すること。

- (15) 第6号、第7号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支 出負担行為(次条第3号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。)に関する こと。
- (16) 第10号、第12号及び第13号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の 債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(17) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、廃棄物特別対策室長、医療政策室長、雇用対 | 第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学 I L C 推進室長、廃棄物特別対策室長、 策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、 次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。)。

 $(1)\sim(4)$ [略]

- (5) 特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課 長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (6) [略]
- (7) 特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、担当課長及び特命課 長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)~(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

LC推進監、調整監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)~(20) [略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

- 第18条 主管室課及び出納局の管理課長(復興局にあっては総務企画課総括課長、国体・障 | 第18条 主管室課及び出納局の管理課長(復興局にあっては復興推進課総括課長、国体・障 がい者スポーツ大会局にあっては総務課総括課長)は、次に掲げる事項を専決することが できる。
- $(1)\sim(9)$ [略]
- (10) 第14条第1項第12号に規定するもの以外の国庫支出金に関すること。
- $(11) \sim (23)$ [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2 人事課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと┃2 人事課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと おりとする。

[略]

給与人事担当課長専決事項

 $(1)\sim(6)$ [略]

- <u>(7)</u> [略]
- <u>(8)</u> [略]
- (9) [略]

(10) [略]

組織行革担当課長専決事項

- (1) 職員の能力開発研修の実施に関すること。
- 4 法務学事課の分掌事務について<u>、部長</u>、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のと 4 法務学事課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりと おりとする。

部長専決事項

(1) 行政情報化に関する総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

- $(1)\sim(4)$ [略]
- (5) 行政文書事務の指導に関すること。
- (6) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。
- (7) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (8) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。
- (9) 毛筆浄書に関すること。

- (19) 第6号、第8号及び第17号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の 支出負担行為(次条第3号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。)に関す ること。
- (20) 第12号、第15号及び第16号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の 債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(21) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課 長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等 の総括課長にあっては、第10号を除く。)。

 $(1)\sim(4)$ [略]

- (5) 首席 I L C 推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、 担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令 に関すること。
- (6) [略]
- (7) 首席ILC推進監、特命参事、報道監、防災危機管理監、競馬改革推進監、課長、 担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)~(14) [略]

2 「略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、Ⅰ┃第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調 整監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)~(20) 「略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

- がい者スポーツ大会局にあっては総務課総括課長)は、次に掲げる事項を専決することが できる。
- $(1)\sim(9)$ [略]
- (10) 第14条第1項第15号に規定するもの以外の国庫支出金に関すること。
- $(11) \sim (23)$ [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

おりとする。

[略]

給与人事担当課長専決事項

- $(1)\sim(6)$ [略]
- (7) 職員の配偶者同行休業の承認に関すること。
- <u>(8)</u> [略]
- <u>(9)</u> [略]
- <u>(10)</u> [略]
- (11) 職員の能力開発研修の実施に関すること(行政経営担当の主管に属するものを除く 。)。

<u>(12)</u> [略]

行政経営担当課長専決事項

- (1) <u>行政経営の推進に係る</u>職員の能力開発研修の実施に関すること。
- 3 [略]
- する。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(4)$ [略]

(13) 情報通信ネットワークシステムの利用調整に関すること。 私学·情報公開課長専決事項 私学,情報公開課長専決事項 (1) • (2) [略] (1) • (2) [略] (3) 認定こども園に関すること (認定に係る事項を除く。 <u>(3)</u> [略] (4) [略] (4) 行政文書事務の指導に関すること。 (5) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。 (6) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。 (7) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること (8) 毛筆浄書に関すること。 行政情報化推進課長専決事項 (1) 行政情報化に関する調整に関すること(電子県庁及び市町村の電子自治体の推進に 係るものに限る。)。 (2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関すること。 5 [略] 5 [略] 6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと 6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと する。 する。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 $(1)\sim(7)$ [略] $(1)\sim(7)$ [略] (8) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、 2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。 (9) [略] <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] (11) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上 のもの) の処分に係る予定価格の作成に関すること。 (12) [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] (13) [略] [略] [略] 7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決でき 7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決でき る事項は、次のとおりとする。 る事項は、次のとおりとする。 室長専決事項 室長専決事項 (1) [略] (1) [略] (2) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、 2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。 <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] (3) [略] <u>(4)</u> [略] (5) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上 のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。 <u>(4)</u> [略] <u>(6)</u> [略] [略] [略] 8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のと 8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のと おりとする。 おりとする。 [略] [略] 職員福祉担当課長専決事項 職員福祉担当課長専決事項 $(1)\sim(4)$ [略] $(1)\sim(4)$ [略] (5) 地方職員共済組合岩手県支部及び財団法人岩手県職員互助会(昭和47年4月1日に (5) 地方職員共済組合岩手県支部及び一般財団法人岩手県職員互助会に対する補助金に 財団法人岩手県職員互助会という名称で設立された法人をいう。) に対する補助金に関 関すること。 すること。 (政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項) (政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項) 第22条 [略] 第22条 [略] 2 • 3 [略] 2 · 3 [略] 4 NPO・文化国際課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、 次のとおりとする。

(5) [略]

(10) [略]

総括課長専決事項

(1) 社会貢献活動の促進に関すること。(2) 特定非営利活動法人に関すること。

(3) いわて県民情報交流センターの管理に関すること。

(11) 認定こども園の認定に関すること。

(12) 行政情報化に関する調整及び推進に関すること。

(4) NPO活動交流センターの運営に関すること

文化振興担当課長専決事項

- (1) 文化芸術振興に係る施策の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く
- (2) 国際交流及び国際協力に係る施策の実施に関すること(他課等の主管に属するもの を除く。)。
- (3) 国際交流及び国際協力に係る施策の推進に係る関係団体の指導に関すること
- (4) 国際交流センターの運営に関すること。
- (5) 一般旅券に関すること。

4 情報政策課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次 のとおりとする。

部長専決事項

(1) 地域情報化及び行政情報化に関する総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

- (1) 地域情報化及び行政情報化に関する調整及び推進に関すること。
- (2) 情報通信ネットワークシステムの利用調整に関すること。

情報システム担当課長専決事項

- (1) 行政情報化に関する調整に関すること (電子県庁及び市町村の電子自治体の推進に 係るものに限る。)。
- (2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関すること。
- 5 地域振興室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする

室長専決事項

(1) [略]

[略]

交通課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

5 地域振興室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする

室長専決事項

(1) [略]

(2) 地域情報化に関する総合的な企画に関すること。

[略]

交通課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

地域情報化課長専決事項

(1) 地域情報化に関する調整及び推進に関すること。

6 科学ILC推進室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、

次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 科学技術の振興施策に関すること。
- (2) 試験研究に係る施策に関すること。
- (3) 国際リニアコライダーの建設の実現に係る施策に関すること。

科学技術担当課長専決事項

- (1) 科学技術の振興施策の実施に関すること。
- (2) 試験研究に係る施策の実施に関すること。
- (3) 知的財産に関すること(ものづくり自動車産業振興課の主管に属するものを除く。

I L C推進課長専決事項

(1) 国際リニアコライダーの建設の実現に係る施策の実施に関すること。

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

 $2 \sim 4$ [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

 $2 \sim 4$ [略]

5 青少年・男女共同参画課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとお りとする。

総括課長専決事項

- (1) 青少年対策及び男女共同参画推進施策に関すること。
- (2) 国際性を備えた青年の指導者及び男女共同参画の指導者の育成のための海外派遣に 関すること。
- (3) 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制に関すること。
- (4) 少年補導センターの運営指導に関すること。

<u>6</u> [略]

<u>7</u> 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおり 6 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおり とする。

室長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理方針の決定に関すること。

<u>5</u> [略]

とする。

室長専決事項

(1)・(2) [略]

7 若者女性協働推進室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は 、次のとおりとする。 室長専決事項 (1) 青少年対策及び男女共同参画推進施策に関すること。 (2) 社会貢献活動の促進に係る施策に関すること。 (3) 文化芸術振興に係る施策に関すること。 (4) 国際交流及び国際協力に係る施策に関すること。 (5) 若者活躍支援に係る施策に関すること。 青少年·男女共同参画課長専決事項 (1) 青少年対策及び男女共同参画推進施策の実施に関すること。 (2) 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制に関すること。 (3) 少年補導センターの運営指導に関すること。 NPO·文化国際課長専決事項 (1) 社会貢献活動の促進に係る施策の実施に関すること。 (2) 特定非営利活動法人に関すること。 (3) いわて県民情報交流センターの管理に関すること。 (4) 国際交流及び国際協力に係る施策の実施に関すること (他課等の主管に属するもの (5) 国際交流及び国際協力に係る施策の推進に係る関係団体の指導に関すること。 (6) 一般旅券に関すること。 文化振興担当課長専決事項 (1) 文化芸術振興に係る施策の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。 (保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) (保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項) 第24条 [略] 第24条 [略] 2 [略] 3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお 3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお りとする。 りとする。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 (1)~(10) [略] (1)~(10) [略] (11) 生活困窮者の自立支援に関すること。 <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] <u>(12)</u> [略] (13) [略] <u>(13)</u> [略] <u>(14)</u> [略] [略] [略] 4·5 [略] 4·5 [略] 6 <u>児童家庭課</u>の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお 6 <u>子ども子育て支援課</u>の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、 りとする。 次のとおりとする。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 $(1)\sim(3)$ [略] $(1)\sim(3)$ [略] (4) 認定こども園の認定に関すること。 <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] 健全育成担当課長専決事項 子ども家庭担当課長専決事項 $(1)\sim(6)$ [略] $(1)\sim(6)$ [略] 少子化・子育て支援担当課長専決事項 少子化担当課長専決事項 <u>(1)</u> [略] <u>(1)</u> [略] (2) 認定こども園に関すること (認定に係る事項を除く。 <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] (3) [略] <u>(4)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] (8) [略] <u>(9)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(11)</u> [略] <u>(12)</u> [略] (12)[略] <u>(13)</u> [略] (13) [略] <u>(14)</u> [略]

[略]

[略]

[略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、特命参事、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、<u>特命参事及び</u>課長の専決できる事項は、次のとお┃第25条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 りとする。

管理課長専決事項

 $(1)\sim(9)$ [略]

自動車産業振興課長専決事項

- (1) 自動車関連産業の振興施策に関すること。
- (2) 自動車関連産業に係る人材の育成に関すること。
- (3) 自動車関連企業誘致の推進施策に関すること

特命参事専決事項

(1) 東日本大震災津波により被害を受けた企業の再建の支援に関すること(他課等の主 管に属するものを除く。)。

2 [略]

は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 科学技術の振興施策に関すること。
- (2) 試験研究に係る施策に関すること。
- (3) ものづくり産業の振興施策に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。
- <u>(4)</u> [略]
- (5) ものづくりに係る人材の育成に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)

科学技術担当課長専決事項

- (1) 科学技術の振興施策の実施に関すること。
- (2) 試験研究に係る施策の実施に関すること。
- (3) 知的財産に関すること。
- する。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(6)$ [略]

<u>(7)</u> [略]

<u>(8)</u> [略]

<u>(9)</u> [略]

6 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする

総括課長専決事項

(1) 企業誘致の推進施策に関すること(<u>商工企画室</u>の主管に属するものを除く。)。

 $(2)\sim(5)$ 「略]

7 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと 3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと する。

総括課長専決事項

- (1)・(2) [略]
- (3) 農産物の加工の企画に関すること。
- (4) [略]

[略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

管理課長専決事項

 $(1)\sim(9)$ [略]

2 [略]

3 科学・ものづくり振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項 3 ものづくり自動車産業振興課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項 は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) ものづくり産業の振興施策に関すること。

(2) [略]

(3) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

(4) 中小企業の知的財産の活用等に係る支援に関すること。

自動車産業振興課長専決事項

- (1) 自動車関連産業の振興施策に関すること。
- (2) 自動車関連企業誘致の推進施策に関すること。

4 [略]

5 観光課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと┃5 観光課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりと する。

総括課長専決事項

 $(1)\sim(6)$ [略]

(7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、 2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。

<u>(8)</u> [略]

<u>(9)</u> [略]

(10) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上 のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(11) [略]

| 6 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする

総括課長専決事項

(1) 企業誘致の推進施策に関すること(<u>ものづくり自動車産業振興課</u>の主管に属するも のを除く。)。

 $(2)\sim(5)$ [略]

7 「略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 「略]

2 「略]

する。

総括課長専決事項

- (1)・(2) 「略]
- (3) 農林水産業の6次産業化の企画に関すること。
- (4) [略]

(1) 農林水産物のマーケティングに関すること。 (1) 農林水産物の販路拡大に関すること。 (2) 農林水産業の6次産業化の推進に関すること <u>(2)</u> [略] (3) [略] (4) 「略] (3) [略] (4) 農産物の加工の奨励に関すること [略] [略] $4 \sim 6$ [略] $4 \sim 6$ [略] 7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお 7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお りとする。 りとする。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 $(1)\sim(7)$ [略] $(1)\sim(7)$ 「略] (8) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については 2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。 <u>(9)</u> [略] <u>(8)</u> [略] (9) [略] (10) [略] (11) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上 のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。 <u>(10)</u> [略] (12) [略] [略] [略] 8~15 [略] 8~15 [略] (県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項) (県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項) 第27条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとお 第27条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとお りとする。 りとする。 [略] [略] 管理課長専決事項 用地課長専決事項 $(1)\sim(5)$ [略] $(1)\sim(5)$ [略] 2~6 「略] 7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次┃7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次 のとおりとする。 のとおりとする。 [略] [略] 管理開発担当課長専決事項 管理開発担当課長専決事項 $(1)\sim(7)$ [略] $(1)\sim(7)$ [略] (8) 土地区画整理事業に関する農業会議及び土地改良区からの意見の聴取に関すること (9) 土地区画整理の補助事業(まちづくり担当の主管に属するものを除く。)に関する こと。 <u>(10)</u> [略] <u>(8)</u> [略] [略] [略] まちづくり課長専決事項 まちづくり課長専決事項 $(1)\sim(5)$ [略] $(1)\sim(5)$ [略] (6) 土地区画整理事業に関する農業会議及び土地改良区からの意見の聴取に関すること (7) 土地区画整理の補助事業に関すること。 (6) 中心市街地の活性化に関する施策に係る土地区画整理の補助事業に関すること。 <u>(7)</u> [略] <u>(8)</u> [略] 8~11 [略] 8~11 [略] (復興局の総括課長及び担当課長の専決事項) (復興局の総括課長及び担当課長の専決事項) 第27条の2 <u>総務企画課</u>の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、|第27条の2 <u>復興推進課</u>の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、 次のとおりとする。 次のとおりとする。 総括課長専決事項 総括課長専決事項 (1) [略] (1) [略] (2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関す (2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関す ること。 ること。 [略] [略]

推進協働担当課長専決事項

る事項は、次のとおりとする。

(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長<u></u>総括課長<u>及び担当課長</u>の専決事項)

(1) [略]

 $2 \sim 4$ [略]

第27条の3 総務課の分掌事務について、局長、副局長<u>及び</u>総括課長の専決できる事項は、 第27条の3 総務課の分掌事務について、局長、副局長<u>、</u>総括課長<u>及び担当課長</u>の専決でき

6次産業化推進担当課長専決事項

企画マーケティング担当課長専決事項

計画担当課長専決事項

次のとおりとする。

(国体・障がい者スポーツ大会局の局長、副局長及び総括課長の専決事項)

(1) [略]

 $2 \sim 4$ [略]

[略]

総括課長専決事項

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の広報及び県民運動に関すること。

2 施設課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 総括課長専決事項

 $(1)\sim(3)$ [略]

- (4) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生に関すること。
- 3 競技式典課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) • (2) [略]

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

おりとする。

[略]

管理課長専決事項

 $(1)\sim(7)$ [略]

<u>(8)</u> [略]

(9) [略]

<u>(10)</u> [略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 [略]

- 項(副局長の権限に係るものを除く。)を専決することができる。
- (1) 「略]
- (2) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関 <u>すること。</u>
- (3) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長(沿岸広域振興局及び県北 広域振興局の経営企画部県税室長並びに県北広域振興局農政部の農業改良普及室長及び 農村整備室長に限る。)の服務に関すること。

<u>(5)</u> [略]

- (6) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (7) 特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び仮認定非営利活動法人を除く。 以下この項及び次条第1項及び第2項において同じ。)の設立、定款の変更、残余財産 の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。
- (8) 特定非営利活動法人の監督に関すること。
- (9) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (10) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するも のに限る。) の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5 の2の資格に限る。) に関すること。
- (11) その他前各号に準ずる事項

[略]

総括課長専決事項

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会の募金及び企業協賛に関すること。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の県民運動に関すること。

企画広報担当課長専決事項

- (1) 国体及び障害者スポーツ大会の広報に関すること。
- 2 施設課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- $(1)\sim(3)$ [略]
- (4) 国体及び障害者スポーツ大会に係る宿泊及び衛生、医療及び救護並びに警備及び消 防に関すること。
- 3 競技式典課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとお りとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

冬季競技担当課長専決事項

- (1) 国体のうち冬季大会の競技運営の実施に関すること。
- 4 障がい者スポーツ大会課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとお りとする。
 - (1) 障害者スポーツ大会の開催準備に関すること(他課等の主管に属するものを除く。
 - (2) 障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 出納局の分掌事務について、局長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと┃第28条 出納局の分掌事務について、局長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと おりとする。

[略]

管理課長専決事項

 $(1)\sim(7)$ [略]

- (8) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、 2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。
- <u>(9)</u> [略]
- <u>(10)</u> [略]
- (11) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上 のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。

<u>(12)</u> [略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

- 2 [略]
- 3 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事 3 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することがで きる。
 - (1) 「略]

<u>(2)</u> [略]

- (3) その他<u>前2号</u>に準ずる事項
- 4 第1項に定めるもののほか、県北広域振興局長は、次に掲げる事項(副局長の権限に係 るものを除く。)を専決することができる。

(副局長専決事項)

局副局長及び県北広域振興局副局長にあっては、駐在場所を所管する行政センター(宮古 市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあっては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。) に係るものに限る。

 $(1)\sim(5)$ [略]

2 · 3 [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長及び県北広域振興局副局長は、駐在 <u>5</u> 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長<u>(宮古市又は大船渡市に駐在する者</u> 場所を所管する行政センターに係る次に掲げる事項を専決することができる。

 $(1)\sim(7)$ [略]

<u>5</u> [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等 | 別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等 出通声净重值(第5条 第30条—第39条関係)

共进导伏争填(弟 5 条、弟30条一	月32条関係	<i>i</i>				进导沃争垻(第5条、第30条一	弗 32余	: 関係)
共通导次争填(弟 5 余、弟30余一	1	決権者	センタ		— Д	·迪导次事項(弗 5 余、弟30余一	第32余	専	
事務	副局長	置く室の長等	に置く室	備考		事務	副局長	部長	
[略]	1 1	<u> </u>	1			[略]			<u></u>
9 令達された歳出予算又は債	[略]			沿岸広域振興局及び県	9	9 令達された歳出予算又は債	[略]	

- (1) 事務処理組織の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること
- (2) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関 すること。
- (3) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長(県北広域振興局の経営企 画部県税室長並びに県北広域振興局農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る)の服務に関すること。
- (5) 補助金交付要綱等に関すること (広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る <u>。)</u>。
- (6) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (7) 特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除 く。以下この項及び次条第1項において同じ。)の設立、定款の変更、残余財産の譲渡 及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。
- (8) 特定非営利活動法人の監督に関すること。
- (9) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (10) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するも のに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5 の2の資格に限る。)に関すること。
- (11) その他前各号に準ずる事項

(副局長専決事項)

第30条 広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、沿岸広域振興 | 第30条 広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、沿岸広域振興 局副局長 (宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。) 及び県北広域振興局副局長にあっ ては駐在場所を所管する行政センター(宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあって は、岩泉土木センターを含む。以下同じ。)に係るものに限り、沿岸広域振興局副局長(宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。) にあっては行政センターに係るものを除く。 $(1)\sim(5)$ [略]

2 · 3 [略]

- 4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長(宮古市及び大船渡市に駐在する者 を除く。) は、次に掲げる事項を専決することができる(行政センターに係るものを除く 。)。
- (1) 担当事務の処理方針の決定に関すること。
- (2) 出先機関の事務の連絡調整に関すること。
- (3) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (4) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関 <u>すること。</u>
- (5) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (6) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに室長(経営企画部県税室長に限る。)の服 務に関すること。
- (7) その他前各号に準ずる事項
- に限る。) 及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センターに係る次に掲 げる事項を専決することができる。

 $(1)\sim(7)$ [略]

<u>6</u> [略]

共通専決事項(第5条、第30条—第32条関係)

事務		専	決権	者		
	局		に置く室の長	ンター所	ンターに置く室の長	備考
9 令達された歳出予算又は債 [略] 沿岸広域振興局副局長	г	·m⁄z ¬				> 次 出 亡 位 柱 傳 日 前 日 目

務負担行為の範囲内で、設計		北広域振興局の副局長に	務負担行為の範囲内で、設計		(宮古市又は大船渡市に
額1億5,000万円以上5億円未		あっては、駐在場所を所	額1億5,000万円以上5億円未		駐在する者に限る。) 及
満の建設工事の執行及び予定		管する行政センターに係	満の建設工事の執行及び予定		び県北広域振興局副局長
価格の作成に関すること(建		るものに <u>限る</u> 。	価格の作成に関すること(建		にあっては駐在場所を展
設工事の請負変更契約の締結			設工事の請負変更契約の締結		管する行政センターに依
に係る支出負担行為のうち、			に係る支出負担行為のうち、		るものに限り、沿岸広場
事業内容及び契約金額の変更			事業内容及び契約金額の変更		振興局副局長(宮古市及
を伴わない工事の工期の変更			を伴わない工事の工期の変更		び大船渡市に駐在する者
に係るものを含み、その他の			に係るものを含み、その他の		を除く。) にあっては行
支出負担行為を除く。)。			支出負担行為を除く。)。		政センターに係るものを
					除く。
[略] 11 1件の金額1億5,000万円以	[略]	沙岸岸梯框牌 巨正 78 周	[略] 11 1件の金額1億5,000万円以	[略]	── 沿岸広域振興局副局長
	[哈]	沿岸広域振興局及び県		[
上の契約(工事の執行に係る		北広域振興局の副局長に	上の契約(工事の執行に係る		(宮古市又は大船渡市は
ものを除く。)に係る事業の		あっては <u>、</u> 駐在場所を所	ものを除く。)に係る事業の		駐在する者に限る。) 及
施行及び予定価格の作成に関		管する行政センターに係	施行及び予定価格の作成に関		び県北広域振興局副局長
すること。		るものに <u>限る</u> 。	すること。		にあっては駐在場所を所
					管する行政センターに存
					るものに限り、沿岸広場
					振興局副局長(宮古市及
					び大船渡市に駐在する者
					を除く。)にあっては行
					政センターに係るものを
					除く。
 [略]			[略]		<u>194-7</u> 0
18 1億5,000万円以上の補助金	[略]	沿岸広域振興局及び県	18 1億5,000万円以上の補助金	 [略]	沿岸広域振興局副局長
又は交付金(別に定めるもの		北広域振興局の副局長に	又は交付金(別に定めるもの	5.43	(宮古市又は大船渡市に
を除く。)の交付決定等(補		あっては、駐在場所を所	を除く。)の交付決定等(補		駐在する者に限る。)及
助事業又は交付金の対象事業		管する行政センターに係	助事業又は交付金の対象事業		
					び県北広域振興局副局長
が2以上の広域振興局の所管		るものに <u>限る</u> 。	が2以上の広域振興局の所管		にあっては駐在場所を所
区域にわたる場合を除く。)			区域にわたる場合を除く。)		管する行政センターに依
					るものに限り、沿岸広場
					振興局副局長(宮古市及
					び大船渡市に駐在する者
					を除く。) にあっては行
					政センターに係るものを
					<u>除く</u> 。
[略]			[略]		
20 地域経営推進費の事業の採	[略]	沿岸広域振興局及び県	20 地域経営推進費の事業の採	[略]	沿岸広域振興局副局長
択に関すること(別に定める		北広域振興局の副局長に	択に関すること(別に定める		(宮古市又は大船渡市に
ものを除く。)。		あっては <u>、</u> 駐在場所を所	ものを除く。)。		駐在する者に限る。) 及
		管する行政センターに係			び県北広域振興局副局長
		るもの (市町村事業に限			にあっては駐在場所を所
		る。)に <u>限る</u> 。			管する行政センターに係
					るもの(市町村事業に関
					る。)に限り、沿岸広場
					振興局副局長(宮古市及
					び大船渡市に駐在する者
					を除く。) にあっては行
					政センターに係るものを
					除く(市町村事業に限る
1					<u>。)</u> 。
				N) - Mester	
[略]	as street to the	H = 10/H 0/ 1 11	[別表第2 広域振興局長委任事項並び	に当該事項に係る副局	長及び経営企画部長等専決
川表第2 広域振興局長委任事項並び	ドに当該事項に係る副局:	長及び経営企画部長等専決事項	(笠5久 笠50久 笠50久町は)		
			(第5条、第30条、第33条関係)	-	··権者
川表第2 広域振興局長委任事項並び	専決	権者	(第5条、第30条、第33条関係)	 	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
川表第2 広域振興局長委任事項並で (第5条、第30条、第33条関係)	事決 部 部 に	権者 セ セ		部 部 は	
川表第2 広域振興局長委任事項並で (第5条、第30条、第33条関係)	専決副	権者 R セ セ ニ ン ン 備 考		容	部セセ

			室	所	に	
			Ø	長	置	
			長		<	
			等		室	
					の	
					長	
					等	
[略]						
35 予算の執	令達された歳出予	[略]				沿岸広域振興
行に関する	算の範囲内での1件					<u>局</u> 及び <u>県北広域</u>
事務	の金額1億5,000万円					振興局の副局長
	以上の支出負担行為					にあっては <u>、</u> 駐
	(次に掲げるものを					在場所を所管す
	除く。)					る行政センター
	(1)~(3) [略]					に係るものに
						<u>る。</u>
	[略]					1
 [略]	l					

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決 別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決 事項(第5条、第30条、第35条関係) 専決権者

				専決	:権者			
事務	条項	内 容	副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	備	考
[略]				•	•			
14 県民の健	第9条第1項、	[略]						
康で快適な	第10条第1項、							
生活を確保	第11条第1項、							
するための	第14条(第22条							
環境の保全	第1項及び <u>第28</u>							
に関する条	条第2項におい							
例(平成13	て準用する場合							
年岩手県条	を含む。)、第							
例第71号)	15条第3項(第							
の施行に関	22条第1項及び							
する事務	第28条第2項に							
	おいて準用する							
	場合を含む。)							
	、第18条第1項							
	及び第3項、第							
	19条第1項、第							
	24条から第26条							
	まで、第32条第							
	1項、第69条第							
	3項、第70条第							
	1項並びに第83							
	条							
	第12条 <u>及び第27</u>	[略]						

i	1	1	ı	ı	ı	ı
			室	所	に	
			の	長	置	
			長		<	
			等		室	
					の	
					長	
					等	
[略]				l	l	
35 予算の執	令達された歳出予	[略]				沿岸広域振興
行に関する	算の範囲内での1件					局副局長(宮古
事務	の金額1億5,000万円					市又は大船渡市
	以上の支出負担行為					に駐在する者に
	(次に掲げるものを					限る。)及び県
	除く。)					北広域振興局副
	(1)~(3) [略]					<u>局長</u> にあっては
						駐在場所を所管
						する行政センタ
						ーに係るものに
						限り、沿岸広域
						振興局副局長に
						あっては行政セ
						<u>ン</u> ターに係るも
						<u>のを除く</u> 。
	[略]					•
[略]	•					

[略]

事項(第5条、	第30条、第35条队	関係)		
			専決権者	
事務	条項	内 容	部に置く室の長部長	備考
[略]				
14 県民の健	第9条第1項、	[略]		
康で快適な	第10条第1項、			
生活を確保	第11条第1項、			
するための	第14条(第22条			
環境の保全	第1項及び <u>第28</u>			
に関する条	<u>条の2</u> において			
例(平成13	準用する場合を			
年岩手県条	含む。)、第15			
例第71号)	条第3項(第22			
の施行に関	条第1項及び <u>第</u>			
する事務	<u>28条の2</u> におい			
	て準用する場合			
	を含む。)、第			
	18条第1項及び			
	第3項、第19条			
	第1項、第24条			
	から第26条まで			
	、第32条第1項			
	、第69条第3項			
	、第70条第1項			
	並びに第83条			
	第12条 <u>、第27条</u>	[略]		

株式の東京では、	<u>条</u>	第1項及び第2
株式		<u>項</u>
おいて	第13条第 2 項 <u>(</u> [略]	第13条第 2 項 <u>及</u>
第2 日本 10	第28条第1項に	<u>び第28条第2項</u>
第19	おいて準用する	
2008年2月 20	場合を含む。)	
1933 1934 1935	第17条第 1 項 <u>及</u>	第17条第 1 項 <u>、</u>
1963	び第30条第1項	第30条第1項及
所名		び第30条の 2
所名	「服名」	
1		
(で) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株		
上の		
1 条件の 1 回		
金貨等の報 金貨で		
公司 1987		
2		
空 河 河 河 河 河 河 河 河 河		
空間 空間 空間 空間 空間 空間 空間 空間		
注: 1		
型		平成18年法
近		
型 1 1 1 1 1 1 1 1 1		の施行に関
図 165 (所3 165		<u>する事務</u>
[第] [3] [67 [略] [略]	<u>68</u> [略] [略]
18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	68 [略] [略]	69 [略] [略]
京大、第90条 第14 (<u>'</u>
[略] 25	事務 条項 内容 間 ン ー 備 考	事務 条項 内容 間 ン ー に
進法(昭和 55年法律第 65号)の施行に関する事務 [略] 28 農地法の施行に関する事務 第36条第2項 遊休農地に施行に関する事務 「略] 28 農地法の施行に関する事務 第36条第2項 遊休農地に 関する調停で及び第38条、公告及び通知 28 農地法の施行に関する事務 第1項 第39条第1項 特定利用権及び第40条第の設定に関する裁定、通知及び公告の設定に関する表定、公告及び通知 1項 する裁定、通知及び公告の設定に関する表定の設定に関する表定、通知及び公告の表定の設定に関する表定、公告及び通知		
55年法律第	基盤強化促	基盤強化促
65号) の施 行に関する 事務	進法(昭和	進法(昭和
行に関する 事務	55年法律第	55年法律第
行に関する 事務	65号) の施	65号)の施
事務 事務 [略] 28 農地法の 施行に関す から第4項主 多事務 変別条第2項 から第4項主 第1項 遊休農地に から第4項主 関する調停 第1項 図別条第1項 表び第40条第 の設定に関 する裁定、 通知及び公 生 事務 図別多条第1項 東で及び第40条 第1項 農地中間管 東で及び第40条 第1項 に関する裁定、 び通知 で及び第40条 第1項 で及び第40条 第1項 での設定に関 する裁定、 通知及び公 生		
[略] 28 農地法の 第36条第2項 遊休農地に [略] 施行に関す から第4項ま 関する調停 で及び第38条 第1項 通知 第39条第1項 海の設定 に関する裁定 変元第40条第 りの設定に関する裁定、通知及び公告 から第4項を である 第1項 を定利用権 の設定に関する裁定、通知及び公告 から数定に関する 第1項 する裁定、通知及び公告 もの では、 第39条第1項 を定し、 第39条第1項 を定し、 第1項 を定し、 第1 项 を定し、 第1項 を定し、		
28 農地法の 施行に関す る事務 第36条第2項 から第4項ま で及び第38条 第1項 遊休農地に 関する調停 で及び第38条 第1項 [略] 28 農地法の 施行に関す る事務 第38条第1項 第39条第1項 及び第40条第 り 可設定に関 1項 一回 の設定に関 1項 ○ の設定に関 1項 ○ 10回 10回 10回 10回 10回 10回 10回 10回 10回 10回		
施行に関す から第4項ま 関する調停 、公告及び 通知		
る事務 で及び第38条 第1項 、公告及び 通知 第39条第1項 及び第40条第 1項 特定利用権 の設定に関 する裁定、 通知及び公 告 ○ 「		
第1項 通知 第39条第1項 特定利用権 及び第40条第 1項 する裁定、 通知及び公 告 する裁定、 通知及び公 告		
第39条第1項 特定利用権 及び第40条第 の設定に関 1項 する裁定、 通知及び公告 告		
第39条第1項 特定利用権 及び第40条第 の設定に関 1項 する裁定、 通知及び公 造	<u>第1項</u>	
及び第40条第 の設定に関 する裁定、 通知及び公 告		び通知
1項 する裁定、 通知及び公 告		
<u>通知及び公</u> <u>告</u>	<u>及び第40条第</u> <u>の設定に関</u>	
	<u>1項</u> <u>する裁定、</u>	
	通知及び公	
LAMENTAL LIPAGE TO A CONTROL OF THE		

			に係る賃貸											
			借の解除の											
			承認											
		第43条第2項	遊休農地を	[略]		<u> </u>					第43条第2項	利用権の設	[略]	
		において読み	利用する権								において読み	定に関する		
		替えて準用す	<u>利</u> の設定に								替えて準用す	裁定、通知		
		る第39条第1	関する裁定								る第38条第1	及び公告		
		項 <u>及び</u> 第43条	、通知及び								<u>項及び</u> 第39条			
		第3項	公告								第1項並びに			
											第43条第3項			
		[略]		<u>l</u>							[略]	1		
	[略]									[略]				
	48 酪農及び	第2条の4第	市町村計画							48 酪農及び	第2条の4第	市町村計画	[略]	
	肉用牛生産	<u>3項</u> において	の協議及び							肉用牛生産	<u>4項</u> において	の協議 <u>、</u> 変		
	の振興に関	準用する <u>第2</u>	変更の協議							の振興に関	準用する <u>第2</u>	更の協議及		
	する法律(条の3第3項								する法律(条の3第5項	び報告の受		
	昭和29年法	及び第4項								昭和29年法	並びに第2条	<u>理</u>		
	律第182号									律第182号	の4第4項に			
)の施行に)の施行に	おいて読み替			
	関する事務									関する事務	えて準用する			
											第2条の3第			
											4項及び第6			
											<u>項</u>			
	[略]									[略]				
	[略]									[略]				
別	表第10 [略]								另	J表第10 [略]				
									<u>另</u>	川表第11 広域	辰興局以外の出	先機関のうち	政策地域	部に属する出先機関の長委任事項
										6条関係)				
										区分	事務	<u>条</u>	項	<u>内 容</u>
										先端科学技術	受託研究及び	<u>共</u>		受託研究及び共同研究に関する
										研究センター	同研究に関す	<u>る</u>		契約の締結その他の行為をする
										<u>所長</u>	事務			<u> </u>
別	表第1 <u>1</u> 広域振	長興局以外の出	売機関のうち	環境生活	部に属す	る出先	機関の	長委任事項	(第 月	<u> </u> 表第12 広域技	振興局以外の出	先機関のうち	環境生活	部に属する出先機関の長委任事項
	6条関係)									6条関係)				
	区 分	事務	条	項			内 容			区 分	事 務	条	項	内 容
=	岩手県食肉衛	[略]								岩手県食肉衛	[略]	I		
	生検査所長									生検査所長				
										環境保健研究	受託研究及び	洪		受託研究及び共同研究に関する
										センター所長	同研究に関す	· <u>る</u>		契約の締結その他の行為をする
											事務			<u></u>
	岩手県立県民	[略]							1	岩手県立県民	[略]	<u> </u>		1
	生活センター									生活センター				
	H													

<u>別表第12</u> 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項(第 <u>別表第13</u> 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項(第 6条関係) 6条関係)

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
児童相談所長	[略]		
環境保健研究	受託研究及び共		受託研究及び共同研究に関する
センター所長	同研究に関する		契約の締結その他の行為をする
	<u>事務</u>		<u>こと。</u>
高等看護学院	[略]		
長			
[略]			

(第6条関係)

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県福岡事	[略]		

所長

区 分	事務	条 項	内 容
[略]			
児童相談所長	[略]		
高等看護学院	[略]		
長			
[略]			

<u>別表第13</u> 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項 <u>別表第14</u> 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項 (第6条関係)

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県福岡事	[略]		

務所長				務所長			
先端科学技術	術 受託研究及び共		受託研究及び共同研究に関する				
研究センタ			契約の締結その他の行為をする				
所長	事務		<u>こと。</u>				
岩手県立産	_			岩手県立産業			
技術短期大				技術短期大学			
校長				校長			
[略]				[略]			
 <u> </u> 表第14	<u></u>			別表第15 [略	<u> </u>		
<u> </u>				<u>別表第16</u> [略			
<u>//表第16</u> 表第16				<u>別表第17</u> [略			
		※関のうち保健福祉部				総関のうち保健福祉部に	「届する出失機関の長季任事
6条関係)	文が文文文/injと 入ノトップロコプロ1	及因ップラウド使用型印	(C)两,可由加及因"2)及女任事"员(为	6条関係)	\$100 9 \$ 101 \$20 7 F \$ 2 141 7 6 108	は、アプラの水を田田町の	-两,公山儿/成民*/戊安江事
区分	事務	条 項	内 容		事務	条項	 内
		余	/Y 谷	区分	_	余 垻	
保健所長	[略]	[z	5.4.5	保健所長	[略]	[5.4.5
	56 薬事法(昭和		[略]			第4条第1項及び第	[略]
	35年法律第145				35年法律第145		
	号)の施行に関		_		号)の施行に関		
	に関する事務	第10条 (第38条並び	[略]		する事務	第10条第1項(第38	[略]
		に第40条第1項及び				条第1項及び第2項	
		第2項において準用				並びに第40条第1項	
		する場合を含む。)				及び第2項において	
		、第32条及び第39条				準用する場合を含む	
		の3第1項				。)及び第2項(第	
						38条第1項において	
						準用する場合を含む	
						。)、第32条及び第	
						39条の3第1項	
		[略]				[略]	
	[略]				[略]		
	58 薬事法施行規	第15条の4第2項(届書の受理		58 削除		
	則(昭和36年厚	第142条において準					
	生省令第1号)	用する場合を含む。					
	の施行に関する	<u>)</u>					
	事務						
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
川表第14 広塚		幾関のうち農林水産部		9 別表第14 広域		後関のうち農林水産部に	工属する出先機関の長委任事
6条関係)				6条関係)			
区 分	事務	条 項	内 容	区分	事務	条 項	内 容
[略]				[略]		I	
家畜保健衛	[略]			家畜保健衛	[略]		
生所長	5 薬事法の施行	[略]		生所長	5 薬事法の施行	 [略]	
	に関する事務	第38条並びに第40条	[略]		に関する事務	第38条第1項及び第	
		第1項及び第2項に				2項並びに第40条第	
		おいて準用する第10				1項及び第2項にお	
		<u>条</u>				いて準用する <u>第10条</u>	
		_				第1項並びに第38条	
						第1項において準用	
						する第10条第2項	
		[略]				[略]	
1	 [略]	CMH 3			[略]	FuH 3	
	「hutr]			Гm/> ¬	LMD.7		
ГшФЛ				[略]			
[略]				1			
	N. Landers	V		I make to the	b. Leading		In the second of
川表第4 広場			副局長及び保健福祉環境部長等専治				川局長及び保健福祉環境部長
川表第4 広場	成振興局長委任事項 ←、第30条、第35条	月 係)			域振興局長委任事項並 ★、第30条、第35条関	係)	
川表第4 広頃 事項(第5条		身 (系)	決事項	事項(第5条	· 第30条、第35条関	(条) 専決	事項
川表第4 広場		内容 副	決事項			(条) 事決 内容 副部	

近の報信 20 20 20 20 20 20 20 2				長 置 タ く 室 所 の 長	:				長 置 タ く 室 所 長	
### 1			T		T		T	T		T
関する場合 (大型用する場合) 世の特別を制度に			[略]							
(株)										及び県南広域振興
(近月本党の表現に対して										一 同の保健価征環境 部長にあっては、
いて適用する場合を を放く。 2 新年間への表 にあっては、第2 を作用する場合に限 る。 3 [69] 1		口を占む。/								第24条第9項にお
を得く、 2 年間 (年の 20 日本)							<u>0 %10.×</u>			<u> </u>
2 部に置く400長 にあっては、近22										
企業主張において 使用する場合に戻					2 部に置く室の長					2 部に置く室の長
取り下る場合に図 5 第20条 1項					にあっては、 <u>第24</u>					にあっては、 <u>第24</u>
18					<u>条第5項</u> において					<u>条第9項</u> において
1961 1961 1961 1961 1961 1961 1962					準用する場合に限					準用する場合に限
185 195					る。					る。
第38年第1項 <u> 第29月</u> 1項					3 [略]					3 [略]
20年 180 1			T	T				T T		
中部の和下等 181				[略]					[略]	
第29条 選直の開記文 1時		び第4項								
Yang			申請の却下等				<u>項</u>			
18 18 18 18 18 18 18 1		tre oo tr		[m/r]	Fm/c 7		the ook to the service			[mfr]
[略]		第29条		[しば合」		第29条第1項	資料の提供等	_	_ 此俗 」
[略] (略] (略] (略] (略] (略] (略] (略] (略] (略] (Гш⁄аЛ	は報告の請求		_					
第48条第4項 [略] [略] [略] 第48条第4項 [略] 第5条の4第1 環 [略] 第55条の4第1 環 [略] 第55条の4第1 環 [略] 第55条の4第1 環 [略] 第55条の4第1 環 [略] 第55条の5 報告の報収 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②										
第55条の4第1 成労自立支援 Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q			「略]		「服务」			「略]		「服务」
第62条第3項及 [略] センター所長にあっては、富占保健額 社環費センター所長に限っては、富占保健額 社環費センター所長に限って。 第76条第1項 [略] タびニ戸保健福社環境センター所長に限る。 第76条第1項 [略] [略] 第76条第1項 [略]		W110WW11.X	[Lan]		[#4]			1		- [44]
第62条第3項及 [略] センター所長にあっては、富古保護福 では、富古保護福 では、富古保護福 では、富古保護福 では、富古保護福 でなる。 では、富古保護福 を										
第62条第3項及 [略] センター所長にあっては、宮古保轄福 社環境センター所長 が第4項 「略] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・								+	000	
「略] 社環境センター所長 大学の条第1項 「略] 社環境センター所長に限 第76条第1項 「略] 技術センター所長に限 第76条第1項 「略] 大学に提け、		第62条第3項及	[略]		センター所長にあ		第62条第3項及	[略]		センター所長にあ
第76条第1項 [略] 及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。 第76条第1項 [略] 及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。 第76条第1項 [略] 及び二戸保健福祉環境センター所長に限る。 第76条の2 損害賠償請求 ○ ○ ○ 次に掲げる。 治岸広、沿岸広、沿岸広、沿岸広、沿岸広、沿岸広、沿岸広、沿岸広、沿岸広、沿岸広、沿		び第4項			っては、宮古保健福		び第4項			っては、宮古保健福
		[略]			祉環境センター所長		[略]			祉環境センター所長
第77条第2項 [略] 第77条第2項 [略] 第77条第1項及 保護費の徴収 [略] 第77条第1項及 保護費及び就 [略] 2 ○ ○ 次に掲げ、 る。 1 部長に、 治岸広り 及び県北川 局の保健・部長 2 センタ・あっては、健福祉環ーー所長及・健福祉環ーー所長の保健・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・		第76条第1項	[略]		及び二戸保健福祉環		第76条第1項	[略]		及び二戸保健福祉環
第76条の2 損害賠償請求 権の取得 ○ ○ 次に掲げ、 る。 1 部長に、 治学広り及び県北 局の保健: 部長 2 センター あっては、健福祉機・一所長及は健福祉機・一所長及は健福祉機・一所長及 健福祉機・一所長 第77条第2項 [略] 第77条第2項 (略) では、企業費及び就 (略) センター)										境センター所長に限
A					る。					
1 部長に 2 センター かっては、 線福祉環 一所長及 (権福祉環 一所長及 (権福祉環 一所長及 (権福祉環 一所長を (権福祉環 一所長を (権福祉環 一所長を (権福祉環 である。 (本福祉環 一所長を (本福祉電 (本福祉 (本 (本福祉 (本 (本 (((((((((((((((((((第76条の2			次に掲げる者に限
第77条第2項 [略] 第77条第1項及保護費及び就 「略] 第78条第1項及保護費及び就 「下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下下								権の取得		
第77条第2項 [略] 第77条第2項 [略] 第78条 保護費の徴収 「略] 第78条第1項及 保護費及び就 「略」										1 部長にあっては 、沿岸広域振興局
扇の保健 部長 2 センタ・ かっては、 健福祉環! 一所長及 健福祉環! 一所長 世祖社環! 一所長										及び県北広域振興
部長 2 センタ・ あっては、 健福祉環境 一所長及 健福祉環境 一所長 第77条第2項 [略] 第78条 保護費の徴収 [略] 第78条第1項及 保護費及び就 [略] っては、宮										局の保健福祉環境
第77条第2項 [略] 第77条第2項 [略] 第78条 保護費の徴収 「略] 第78条第1項及 保護費及び就 「略」										
第77条第2項 [略] 第77条第2項 [略] 第78条 保護費の徴収 「略] 第78条第1項及 保護費及び就 [略]										2 センター所長に
第77条第2項 [略] 第77条第2項 [略] 第78条 保護費の徴収 「略] 第78条第1項及 保護費及び就 「略] っては、宮										あっては、宮古保
第77条第2項 [略] 第77条第2項 [略] 第78条 保護費の徴収 「略] 第78条第1項及 保護費及び就 「略] っては、宮										健福祉環境センタ
第77条第2項 [略] 第77条第2項 [略] 第78条 保護費の徴収 [略] 第78条第1項及 保護費及び就 「略] っては、宮										<u>一所長及び二戸保</u>
第77条第2項 [略] 第77条第2項 [略] 第78条 保護費の徴収 [略] 第78条第1項及保護費及び就 (略] つては、宮										健福祉環境センタ
第78条 保護費の徴収 [略] 第78条第1項及 保護費及び就 「略] っては、宮					_					
			1	_	_			1		センター所長にあ
		第78条	保護費の徴収	[略]					[略]	っては、宮古保健福
							び第3項	労自立支援給		社環境センター所長
								竹金の徴収		及び二戸保健福祉環
										境センター所長に限
							第78条の2年1	生活の維持に		<u>る。</u> 次に掲げる者に限

						徴収金の徴収	、沿岸広域振興
	第80条	[略]	次に掲げる者に限		第80条	[略]	及び県北広域振り
			<u>3.</u>				局の保健福祉環境
			1 部長にあっては				<u>部長</u>
			、沿岸広域振興局				2 センター所長
			及び県北広域振興				あっては、宮古
			局の保健福祉環境				健福祉環境セン
			部長				一所長及び二戸
			2 センター所長に				健福祉環境セン
			<u>あっては、宮古保</u>				<u>一所長</u>
			健福祉環境センタ				
			<u>一所長及び二戸保</u>				
			健福祉環境センタ				
			<u>一所長</u>				
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
[略]				[略]			

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同年6月12日から、表3の項の改正部分は同年7月1日から施行する。